

特定非営利活動法人
食品保健科学情報交流協議会
(案)

第 19 回 通常 総会 議案書

(同封しました議決権行使書／委任状を5月28日までにNPO法人食科協事務所宛て送付願います。)

日 時

2021（令和3）年6月2日（水）

11時30分～12時00分

場 所

一般財団法人日本科学技術連盟

東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 4 階

会議の方法

次ページ「総会の進行について」に記載のとおり

総会の進行について

総会への対応については、4月1日の食科協からのお知らせ「新型コロナウイルス感染症への2021(令和3)年度の対応について」(馬場理事長発)に記載のとおり実施する。

1、5月7日を目途に以下の資料及び議決権行使書／委任状を**ダイレクトメール及びEメールにて発送し**、会議体に代えての開催とする。

(1) 総会提出議題等資料は次のとおりです。

第1号議案 2020年度事業報告及び決算書、2020年度貸借対照表、監査報告書

第2号議案 2021年度事業計画書及び予算書

第3号議案 役員改選関係文書及び名簿

第4号議案 NPO法人食科協創設20周年記念事業について
報告事項

(2) 議決権の行使等の方法

議決権行使書／委任状(別添)を総会提出議題資料に同封するので、必要事項を記入後FAX又はEメールにてNPO法人食科協事務所宛て**5月28日**までに送付頂くものとする。

議決は、各会員からの議決権行使書／委任状の集計結果を理事長、専務理事、理事1名、監事及び一般会員2名が立会・確認し、会議で指名された議事録署名人が事務局の作成した議事録に署名する。

なお、総会に参加する一般会員は、会員研修会に現地参加する者から選任し依頼する。

2、総会結果の報告について

- ・当日開催する会員研修会の前にZOOM方式を利用し報告する。
- ・6月度ニュースレター及びホームページに掲載して会員に報告する。

以上

第19回 通常総会【2021（令和3）年度】

議事次第

1. 開会挨拶（11時30分）
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議案審議
 - 第1号議案** 2020（令和2）年度事業報告（案）及び2020（令和2）年度決算報告（案）について
2020（令和2）年度活動・業務監査報告
 - 第2号議案** 2021（令和3）年度事業計画（案）及び2021（令和3）年度予算（案）について
 - 第3号議案** 役員改選について
 - 第4号議案** NPO 法人食科協創設20周年記念事業について
6. 報告事項
7. 閉会挨拶（12時00分）

以上

議 案 書

第 1 号議案

2020（令和 2）年度事業報告（案）

2020（令和 2）年度決算報告(案)

2020（令和 2）年度貸借対照表

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

2020（令和 2）年度監査報告

第 2 号議案

2021（令和 3）年度事業計画（案）

2021（令和 3）年度予算（案）

第 3 号議案

役員改選について

第 4 号議案

NPO 法人食科協創設 20 周年記念事業について

報告事項

特になし

第 1 号議案

2020（令和 2）年度事業報告（案）

はじめに

2019 年末に中国で発生したといわれる新型コロナウイルス感染症は、2020 年 3 月 11 日には WHO からパンデミック（世界的な発生状況）とする発言がなされた。そして、同年 3 月 24 日パンデミックにより東京オリンピック・パラリンピックは、約 1 年の延長が決まり、これへの準備は継続することとなった。これは単なる健康問題ではなく、国際的な政治・経済に大きな影響を及ぼす社会問題となり、その先の見通しが現状ではできない状況となった。我が国においても、政府は 2020（令和 2）年 4 月 7 日緊急事態宣言を行った。このような中で、特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会（略称 NPO 法人食科協）では、理事長が文書にて「新型コロナウイルス感染症への対応について」を発信し、この趣旨に従って例年通りの活動を変更、又は中止とすることとし、社会活動の動向を見ることとした。

その中、新型コロナウイルス感染症は、社会生活に大きな影響を及ぼし、多くの企業において在宅勤務を採用させるなど生活様式に変化が見られた。消費動向の変化による影響は、食品事業者においても見られ、事業形態の違いはあるものの、いろいろ試行しながらも営業活動は継続しているところもあるが、中には事業活動を断念した者も少なくないとされる。特に飲食店においては「3 密を避ける。」として営業活動に制約を受ける状況が継続し、飲食店のみならず消費動向の変化は、生産者から、製造業や関連するサービス業に至るまでリモートワークに変更するなど影響を及ぼし、新たな勤労形態が作り出されている。

年度末になり、新型コロナウイルス感染症防御のワクチンの接種が開始され、感染拡大第 3 波に対する緊急事態宣言の解除がされたが、感染拡大第 4 波の兆候を示す地域も現れ始め、まだまだ日常を取り戻すまでには相当な時間が必要といわれている。

この新型コロナウイルス感染症の問題発生はあらゆる生活の場面、社会の動きにおいて、科学的裏付けのあるリスク管理とそれを誰もが納得できるよう行うリスクコミュニケーションの重要性を再認識させられた。

その中で、新型コロナウイルス感染症は、社会生活に大きな影響を及ぼし、食品事業者においては、事業形態の違いはあるものの、飲食店がデリバリーやテイクアウト形態の営業を行うなど、いろいろ試行しながらも営業活動は継続している。令和 3 年に延期されたオリンピック・パラリンピックの開催を迎える中で、改正食品衛生法の全面的な施行をどのように迎えるか苦慮している。

また、この影響により活動を停止あるいは縮小した食品事業者等の営業活動の再開時における衛生管理等への支援を視野に入れるなど、食の安全への影響等についての推移を見ながら、情報を発信するとともに、食科協の役割を果たせる対応を模索してきた。

NPO 法人食科協は 10 周年にあたり発信したコミットメント（全文を「参考」に記載）を活動の基本方針として展開することとし、これに基づき活動してきたが、令和 3 年に食科

協創設満 20 年を迎えるにあたり、食の安全を取り巻く環境の変化に合わせて更に推進するための見直しを検討することとしたい。

改正食品衛生法について

2018（平成 30）年 6 月に公布された改正食品衛生法等については、令和 2 年 4 月「ポジティブリスト制度にかかわる食品、添加物等の規格基準の改正」が告示を含み 6 月に一部施行となり、さらに令和 3 年 6 月に全面施行となるが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、一部事業者から、営業活動をしにくい状況から施行期日の延長を求める声が出ている。

食品表示法について

食品表示法では、2015（平成 27）年 4 月施行から経過措置の 5 年を迎え、食品表示法に基づく食品表示基準における義務化事項の完全施行がされた。

中小事業者にとって、表示の切り替えが負担であるとの意見が寄せられているが、新型コロナウイルス感染症の営業への影響があるものと推察される。

これまで課題となっていた項目のうち、食品添加物表示については、添加物の不使用・無添加に関わる議論が開始された。

食中毒の傾向について

食中毒等については、今年度も、寄生虫はアニサキス、ウイルスはノロウイルス、そして細菌はカンピロバクターが発生件数の上位を占めている状況に変わりはない。また、自然毒による事件は家庭における発生が広がっていた。

食中毒等の予防対策として、新たに新型コロナウイルス感染症の影響は、飲食店の営業の縮小、テレワーク等の環境の変化から、外食が減少し家庭食への変化がみられ、その中で飲食店のテイクアウトや宅配がかなりの勢いで広がり、これに対する注意が喚起されたところである。

今年度も、気候変動による大雨や強風等による災害による避難生活が全国の広い範囲で見られた。異常気象によるライフラインへの影響による食品の安全を損なう状況への注意の喚起は重要な課題と考える。

食品安全規制の国際的状況について、

HACCP 制度化の中で、ISO 22000、FSSC 22000 や JFS（日本版 HACCP）に関連して、国内の事業者が HACCP の認証だけでなく価値観を求めて、これらの国際的な認証を得ようとする動きが進んでいる。食科協としては、この動きに注目し情報の収集を図り、ニュースレターやかわら版等を通じて適宜提供してきたところである。

食科協活動の推進について、

上記のような社会情勢・行政機関の動向を踏まえ、食品の安全確保を脅かしかねない実情に対応するため、食科協は食の安全リスクコミュニケーションの推進及び食の安全の施策への調査・提言を柱とした情報提供・技術指導事業、学術交流会事業、調査研究事業、組織の強化などの諸事業の積極的な実施に努めるとともに、内外の関係機関団体等との連携の輪を拡げることとしてきた。

I NPO 法人食科協の運営

1 組織の強化

ここ数年の課題として、会員の減少があったが、昨年度に賛助会員が若干の増加をしている。一方、正会員は設立当時に比較し約半数になっており、高齢化も進んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の影響で講演会等の開催が困難な社会的制約の中での活動の在り方に検討を要する状況である。

会員の方からのご寄付をいただき、事務局を中心とする検討を経た臨時理事会の議決により、今年度から基盤整備事業を新設し、組織の強化及び活性化に向けた具体的な対応として、Web 環境の整備をした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、従来通りの講演会・ワークショップ等の開催による情報提供や各種団体のリスクコミュニケーションなどの機会を利用することによる情報提供ができず、その多くはニュースレターやかわら版等のメール配信によることとなってしまった。食科協の活動内容を改めて見直す必要性から、ホームページの見直しもしたところです。

2 通常総会等の開催

(1) 第 18 回通常総会は、2020（令和 2）年 6 月 3 日（水）13 時 30 分から全麺連会館会議室において従来の会議体に替えて「議決権行使書・委任状による FAX 等投票」により開催し、2019（平成 31 / 令和元）年度事業報告案及び決算報告案、2020（令和 2）年度事業計画案及び予算案及び役員改選の議案等を審議し、了承された。役員改選については、理事全員が再選された。

(2) 理事会は、第 18 回通常総会と前後して開催し、総会と同様に「議決権行使書・委任状による FAX 等投票」により、総会に付すべき事項の 2020（令和 2）年度事業計画及び予算の執行等に関する事項等を審議し、「ホームページの見直し・食科協コミットメントの見直しを行う。」などについて了承された。

第 2 回理事会は 11 月 12 日に通常会議と Web による同時配信で開催し、2020（令和 2）年度上半期の事業報告、予算の執行状況等及び 2020（令和 2）年度下半期計画等を審議し、新型コロナウイルス感染症に対応する「Web 会議、Web セミナーを開催するための整備事業」などが了承された。

(3) 常任理事会は原則として毎月開催することとし、11 月度以後の常任理事・運営委員合同会議は食科協事務所を拠点に Web 会議として開催し、食科協の運営全般、並びに情報提供、技術指導、学術交流会等の業務の執行や結果の評価を協議している。

(4) また、運営委員会は定款により常任理事会の討議案件の準備をすること、食科協の運営に関わる必要な事務の中心的役割を担うこと、常任理事会と連携を図ることなどとされている。

II 事業内容報告

1 概要

食科協創立 10 周年を機会に発信したコミットメントに基づく活動をしているところである。

厚生労働省関係では、2018（平成 30 年）に食品衛生法の改正が成立し、それに伴う政令及び省令が改正・公布された。容器包装関係については本年度 4 月においてポジティブリスト制度を導入する食品・添加物等の規格基準の改正を告示した。この状況について、会員研修会及び公開講演会において情報の提供を計画したが新型コロナウイルス感染症への対応のため、会員研修会を中止せざるを得なかった。このため、主な情報提供をニュースレター及びかわら版により行ったところである。

その後、情報提供のための整備を行い、第 2 回理事会及び公開講演会を Web 方式により行うことができた。併せて、懸案であった、ホームページの見直しを行い新年度当初から稼働することとした。

なお、食品表示法に基づく食品表示基準は本年度から完全施行されたが、これらに対応する情報収集及び発信については十分に対応できなかった。

2 学術交流会事業

講演会等の活動は、6 月の総会時に予定していた会員研修会について新型コロナウイルス感染症の影響により開催を断念し、公開講演会については当初会員研修会に予定していた「改正食品衛生法関係について」の内容を 12 月と 2 月の 2 回に分け（一財）日本科学技術連盟本部を主会場として Web セミナー方式によって開催した。

(1) 2020（令和 2）年度食科協公開講演会

12 月 9 日（水）15:00～17:00

一般財団法人日本科学技術連盟本部 Room-E

（共催）一般財団法人日本科学技術連盟 ISO 審査登録センター

座 長 NPO 法人食科協顧問 森田 邦雄

基調講演 改正食品衛生法政省令の施行等について
～新型コロナウイルス感染症下を踏まえて～

講師 厚生労働省食品監視安全課専門官 岡崎 隆之 氏

意見交換

座 長 森田 邦雄

ご講演者 岡崎 隆之 氏

(2) 2020（令和 2）年度第 2 回食科協公開講演会

2 月 26 日（金）15:00～17:00

一般財団法人日本科学技術連盟本部 Room-E

（共催）一般財団法人日本科学技術連盟 ISO 審査登録センター

座 長 NPO 法人食科協顧問 太田 進

（サムズパッケージング研究所 所長）

基調講演 改正食品衛生法における器具・容器包装の新たな制度
～食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について～

講 師 厚生労働省食品基準審査課課長補佐 今西 保 氏

意見交換

座 長 大田 進
ご講演者 今西 保 氏

3 情報提供、技術指導関係事業

(1) 食科協ニュースレター及び食科協かわら版の発行

昨年度末から、情報発信を「ニュースレター」、「かわら版」及び「かわら版ニュース&トピックス」と整理することとしたが、特段のご意見は無く、好評を得ている。

ニュースレターは、4月201号から本年3月212号まで発刊した。ニュースレターは、会報として食の安全にかかわる行政情報・海外情報を中心とする解説記事と、会員等からの提言や意見を掲載してきた。

かわら版等については毎週それぞれを発信している。「かわら版」は、行政情報の提供をするとともに、会員の食の安全に関わる活動の情報や食品に関わる社会の動き等を提供した。「かわら版ニュース&トピックス」は、食中毒や食品事故・事件等を中心とする情報の提供を行い、併せて、適宜新型コロナウイルス感染症関係まとめを発信した。今年度については、新型コロナウイルス感染症関係の情報提供にかなり比重を傾けたが、今後の推移を見ながらコロナ関係の基本情報の提供からコロナ下における食品の安全関連にする情報提供への要望があるところから、ホームページの見直しに合わせ、整理したい。

これらについては、情報のカテゴリーを明確にし、行政情報、消費者情報、海外情報、会員の声の投稿等を得ながら広く会員の参加を得るよう努力している。

(2) 食科協会員研修会の開催

毎年6月に通常総会終了後に実施していたが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」に基づき、本年度は中止し、改正食品衛生法に関する資料を会員に配布した。

(3) リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会活動

活動について検討したが、実施することができなかった。情報提供事業の中核となるホームページの見直しを図ることとして、毎月の常任理事・運営委員合同会議及び理事会へ報告・確認しながら、下半期事業として専門業者に委託して進め、新年度から運用することとしている。

また、効果的な情報提供をするためのWeb環境の整備を進め、2020（令和2）年度第2回理事会、毎月定例の常任理事・運営委員合同会及び2回の公開講演会をZoom方式により実施した。

これ等の見直し、整備については、新たに本年度から予算科目を起こした基盤整備事業として実施した。

改正食品衛生法及び関係の政省令の施行は、2020（令和2）年6月と2021（令和3）年6月に段階的に行われるため、整理し改正における法と政省令の関係の概要がわかる資料を作成しているところである。その一部を会員研修会が中止になったので参考資料各会員に配布した。

自治体の開催する食の安全に関する事業への支援等については、「千葉県におけるHACCP推進普及をする会」に参加し、HACCPセミナー&相談会へ会員を民間相談員として千葉県在住の会員を派遣した。

（4）関係団体との交流・連携

関係団体等との連携を模索し、講演会・勉強会の開催にあたって、関連テーマに賛同していただく団体等に共催・後援を頂いてきた状況である。今年度も新型コロナウイルス感染症下であるが、2回の公開講演会開催では一般財団法人日本科学技術連盟様に共催いただいた。

これまで、地方自治体との関係については、食品表示法の制定、食品衛生法の一部改正等に対応する自治体への支援、協力を行うことを明確にして対応してきたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため自治体の活動が制約されるなどして進展させることができなかったが、来年度には支援の方法を検討することとしている。

（5）予算科目にある「苦情相談事業」の見直しについて

創設以来の事業科目である本事業については、実績がなく、本会に寄せられる相談等は食品衛生管理や危機管理によるもので、その都度、電話やメールにて対応してきたところである。今後、苦情にかかわらず、「相談事業」として、これまでであった内容について、報告書の作成、現場指導、現地確認、資料調査等を行う事業について検討する。

（6）対外交渉等（講師派遣等その他）

*小暮常任理事

農林水産省補助事業 一般財団法人食品産業センター

令和2年度食品の品質・安全管理サポート事業の課題解決実証検討 委員会に参加（2020.5.15、12.25、2021.3.18 3回ZOOM会議）

*関澤顧問

- ・徳島県食の安全安心審議会の会長として3回の審議会を開催した。
- ・徳島県消費者大学校大学院食品安全リスクコミュニケーター養成コースの基調講演を担当した。
- ・日本リスク学会第33回年会で食の安全リスクコミュニケーションタスクグループの企画を担当した。

*北村運営委員、土肥会員、佐々木会員

千葉県「HACCPセミナー&相談会」については、新型コロナウイルス感染症のため1回の開催であったが参加することができた。

4 調査研究事業

リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会の活動ができなかったことから、情報の提供が主体となってしまった。

なお、改正食品衛生法に関する政省令改正や自治体の条例改正の情報の収集や意見表明及びワークショップの開催が継続した課題とし、改正食品衛生法の施行期日とそれに対応する法・政省令の関連が分かり易い中間取りまとめを作成し、会員研修会の代替として送付したところである。最終的に 2021（令和 3）年 6 月施行の全貌がわかるものを作成しているところである。

以上

参考

創立 10 周年記念事業 特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会の コミットメント

創立 10 周年を迎えて、私たちは次の 10 年へと新たな一步を踏み出そうとしています。食科協の活動に系統性と一貫性を持たせ、かつ食品安全に関係する多くの人や組織との協力を強化し、NPO としての目標の実現を目指します。このため、時期や必要条件などについて優先順位を考慮し、可能なことからできる限り実施しようと思いをします。

1. 情報発信の改善と充実

ニュースレターやホームページの充実と読みやすさなどの改善を図り、情報交換の活性化を図る

2. 勉強会での独自テーマの追及や、系統的な開催などへの改善

食科協の独自性を重視した問題の掘り下げや、シリーズ開催を検討する

3. 外部への意見発信と提言

ホームページでの意見発信やパブリックコメントに対応した建設的提言を目指す

4. 組織の強化・会員数の拡大

NPO 食科協の趣旨に賛同する方の入会を歓迎するとともに、遠隔地との交流も図り、地域的な活動範囲の拡大を図る

5. 調査・研究活動の強化

作業部会の活性化と関係者間の連絡強化を図り、食の安全ナビ検定クイズなどの一層の活用を図る

6. 国内外の関連団体との交流や情報交換による連携と協力の拡大

広範囲の食品安全関係者や専門家、報道関係者や国内外の関係諸団体と連携および協力の拡大を図る

以上

NPO 法人食科協創立 10 周年記念総会
平成 25 年 6 月 20 日
銀座ブロッサム（東京都中央区中央会館）

第 1 号議案

2020（令和 2）年度決算報告(案)

令和2年度決算報告書(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

単位:円

科 目	令和2年度予算案	令和2年度執行状況	収支差額	備 考
収入	2,840,006	1,971,168	-868,838	
会費収入	1,730,000	1,715,000	-15,000	
正会員会費	530,000	515,000	-15,000	会員の減少107→103
賛助会員会費	1,200,000	1,200,000	0	
事業収入	1,000,000	256,150	-743,850	新型コロナウイルス感染症流行のため中止 Zoom併用方式に変更
情報提供技術指導事業	300,000	25,150	-274,850	前払い会場費の返還による
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	400,000	231,000	-169,000	資料DVD作成費用二回分
調査研究事業	300,000	0	-300,000	
基盤整備事業				
管理費収入	100,000	0	-100,000	新型コロナウイルス感染症流行のため講演資料の販売を中止
	100,000	0	-100,000	
寄付	10,000	0	-10,000	
利息	6	18	12	
前期繰越	1,774,718	1,774,718	0	
普通預金	1,774,718	1,774,718	0	
収入合計	4,614,724	3,745,886	-868,838	
支出				
事業費	1,072,000	309,001	-762,999	
情報提供技術指導等事業	290,000	41,810	-248,190	新型コロナウイルス感染症流行のため会員研修会中止
講師料	35,000	0	-35,000	
賃金・アルバイト料	0	0	0	
原稿料	10,000	0	-10,000	
資料作成	0	16,335	16,335	総会用CD購入 会員あて改正食品衛生法関係資料配布のため
交通費	3,000	0	-3,000	
会場借料設営費等	40,000	0	-40,000	
会議費	60,000	0	-60,000	
印刷製本費	120,000	0	-120,000	
郵便宅配料	10,000	25,200	15,200	総会資料送付・ニュースレター
消耗品費	1,000	0	-1,000	
雑費	10,000	0	-10,000	
参加費返金	0	0	0	
振込手数料	1,000	275	-725	
苦情相談事業	0	0	0	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	273,000	46,531	-226,469	新型コロナウイルス感染症流行のため対面及びZoom併用開催
講師料	35,000	0	-35,000	省庁職員の辞退
交通費	2,000	0	-2,000	

会場借料設営費等		40,000		0	-40,000	
会議費		60,000		0	-60,000	
印刷製本費		120,000		0	-120,000	資料配布をDVD仕様に変更したため
郵便宅配料		3,000		13,608	10,608	2回分の資料配布費用
消耗品費		2,000		0	-2,000	
雑費		10,000		0	-10,000	
資料作成		0		32,428	32,428	2回分資料配布用DVD代
振込み手数料		1,000		495	-505	
お釣り準備		0		0	0	
調査研究事業	109,000		0		-109,000	新型コロナウイルス感染症流行のためワークショップ(勉強会)中止
人件費		0		0	0	
事務経費		0		0	0	
アンケート調査費		0		0	0	
ワークショップ経費		100,000		0	-100,000	外部会場借用無し
交通費		2,000		0	-2,000	
雑費		5,000		0	-5,000	
郵便宅配料		1,000		0	-1,000	
振込手数料		1,000		0	-1,000	
基盤整備事業	400,000		220,660		-179,340	
基盤整備事業		400,000		198,000	-202,000	新ホームページ作成IT業者の低価格見積りの採用
Zoomアプリ購入代金		0		22,110	22,110	
振込み手数料		0		550	550	
管理費	3,542,724		2,113,043		-1,429,681	
賃金・アルバイト料		950,000		926,200	-23,800	
交通費・旅費		120,000		120,834	834	
会議費		5,000		8,460	3,460	
会場・設備借料		0		0	0	
家賃・管理費		330,000		330,000	0	
通信費		140,000		135,342	-4,658	
リース料		104,000		92,224	-11,776	コピー機・新規ノートパソコンリース料
資料作成費		0		0	0	
郵便宅配料		20,000		25,612	5,612	
パソコンメンテナンス料		110,000		63,215	-46,785	コピー機新規契約のため単価低減
備品・図書購入費		230,000		227,024	-2,976	
情報収集費		10,000		0	-10,000	
学会・研究参加費		0		0	0	
消耗品費		10,000		31,495	21,495	ランケープル及び資料整理のためのファイル等購入・コピー用紙
水道・光熱費		70,000		71,037	1,037	
雑費		20,000		17,140	-2,860	
慶弔費		5,000		0	-5,000	
租税公課		0		0	0	
振込み手数料		10,000		10,120	120	
予備費		1,408,724		54,340	-1,354,384	バックアップハードディスク購入代金
支出合計		4,614,724		2,422,044	-2,192,680	
当期収支差額		-1,774,718		-450,876	1,323,842	
次期繰越収支差額		0		1,323,842	1,323,842	

第1号議案

2020（令和2）年度貸借対照表（令和3年3月31日現在）

令和2年度貸借対照表(令和3年3月31日現在)			
NPO法人 食品保健科学情報交流協議会			(単位:円)
区 分	科 目	小 科 目	大 科 目
資 産 の 部			
流 動 資 産			
	現 金	0	
	郵 便 振 替 貯 金	0	
	当 座 預 金	1,000	
	普 通 預 金	1,322,842	
	流 動 資 産 合 計		1,323,842
固 定 資 産			
	電 話 加 入 権	29,400	
	固 定 資 産 合 計		29,400
資 産 合 計			1,353,242
負 債 の 部			
	負 債 合 計		
正 味 財 産 の 部			
	前 期 繰 越 正 味 財 産		1,804,118
	当 期 収 支 差 額		-450,876
	正 味 財 産 合 計		1,353,242
	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		1,353,242

第1号議案

2020（令和2）年度監査報告

令和2年度監査報告書

定款第15条第7項の幹事に関する規定に基づき、令和2年度における活動・業務及び会計の監査を令和3年4月20日食科協事務所において実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業報告書、収支計算書及び領収書、並びにこれらに関する帳簿類の正確性を監査した。
- (2) 活動・事業監査については、常任理事会に可能な限り出席して業務の執行状態を観察するとともに、事業報告書及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて活動・業務の執行の妥当性を監査した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書及びこれらに関する帳簿類の記載金額は一致し、収支状況及び財産状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は定款に基づき運用されており、真実である。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する事実はないと認める。

以上

2021（令和3）年6月2日

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会

監事

中川 剛和



監事

久保 忠直



2021（令和 3）年度事業計画（案）

はじめに

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会（略称：NPO 法人食科協）は、新型コロナウイルス感染症下に今年創立満 20 年を迎えます。NPO 法人食科協では、新型コロナウイルス感染症に関わる国際的な状況及び我が国政府が昨年 4 月 7 日緊急事態宣言を行ったことから、この趣旨に従い、「新型コロナウイルス感染症への対応について」を定め発信したところです。ほぼ 1 年を経過し、2 度目の緊急事態宣言が 3 月 21 日に解除されたところです。新年度となっても確実な終息が見えないまま、新型コロナウイルスには、世界的に変異株の爆発的な拡散が社会活動の回復へ先の見えない課題となり、国は引き続き一部地域に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を発し、期間を区切って対応している。この感染症がまだ終息せず新年度への影響が継続している状況の中で、NPO 法人食科協では「2021 年度新型コロナウイルス感染症への対応方針」を定めて、改めて発信しました。

そのような中で、海外からの観客を入場させないオリンピック・パラリンピックが開催することが発表されています。

基本方針

2021（令和 3）年度の 6 月 1 日は、平成 30 年 6 月に改正された改正食品衛生法の全面施行となります。新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業者の HACCP 等への取り組みが遅れているといわれている中で、食品衛生監視員を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。この状況の中で、食品衛生管理の重要性に鑑み、食品事業者・食品衛生監視員等に対する効果的な支援を検討するために、相談・支援の体制を構築したいと考えています。

NPO 法人食科協は、平成 25 年度の 10 周年を機に、今後のあり方を明確にするコミットメント(全文を[参考](#)に記載)を発信しています。今年度も、これに基づき活動を継続することとしています。2022 年には 20 周年を迎えるところから、それに向けてのコミットメントを食の安全管理を取り巻く現状に合わせたものとするよう検討していきます。その中では、新型コロナウイルス感染症に対するリスク管理の中において改めて注目された BCP(事業継続計画；Business Continuity Planning の略) や最近急速に広がりつつある国連の SDGs (持続可能な開発目標；Sustainable Development Goals の略) への取り組み等の流れも意識することとしています。

新型コロナウイルス感染症の継続的な流行の中、東京オリンピック・パラリンピックの開催については、すでに聖火リレーが全国を巡って、動き始めています。海外からの感染者を水際で食い止めるとしたとしても、開催地や選手団キャンプ地を含む多くの関連地域においてこれに関わることとなり、多くの食品関係施設の安全確保は必須です。食品の安全確保対

策と新型コロナウイルス感染症対策とを状況に応じて支援できるよう情報の発信をしたいと考えます。

このような中で、これらの諸対策に取り組む食品事業者や食品衛生監視員等への適切な情報の収集と提供などの支援に努めることとします

I. 総会及び理事会等会議の開催

総会・理事会等の会議は、国の新型コロナウイルス感染症対策の継続策を受け、概ね次の日程により開催する予定です。状況を確認しながら、理事長が必要と認めたときには、臨時に会議を開催することにしています。

1、定例総会

第19回定例総会を6月2日、(一財)日本科学技術連盟本部において開催をすることとしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が継続している中で昨年同様の開催をする計画です。

5月7日を目途に関係資料及び議決権行使書／委任状をダイレクトメールにて発送し、対面集合式の会議体に代わる開催とする。なお、同文書をEメールにて送信します。

(1) 総会提出議題等資料として、

第1号議案 2020年度事業報告及び決算報告書、2020年度貸借対照表、監査報告書

第2号議案 2021年度事業計画書及び予算書

第3号議案 役員改選関係文書及び関係文書

第4号議案 創立20周年記念事業について

報告事項 必要に応じて資料を作成

(2) 議決権の行使等の方法

議決権行使書／委任状を総会提出議題資料に同封します。必要事項を記入後、FAX又はEメールにてNPO法人食科協宛て5月末日までに送付頂くものとします。

(3) 総会は、6月2日に(一財)日本科学技術連盟研修室ROOM-Eにおいて行い、その議決は、各会員からの議決権行使書／委任状の集計結果を理事長、専務理事、理事1名、監事及び一般会員2名が確認して行い、その議事録を作成します。会員研修会前に、研修会用で使用するZoomにより専務理事からその内容を報告します。併せて、ホームページ及び6月度ニュースレターに総会報告を掲載します。

2、理事会

(1) 定例では、総会に先立ち開催し、総会への提出議案について審議していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、第1回理事会については、総会資料の送付と同時に電子媒体メールにより行います。

理事会資料及び議決権行使書の送付、各議案の採決方法については、総会と同様に
行います。議事録を作成し、結果をニュースレター、ホームページで報告します。
(2) 2021 年度第 2 回理事会は、11 月頃に予定する公開講演会と共に開催します。開
催方式については、現下の感染症流行の状況に合わせていることとしています。

3、 常任理事会

常任理事会は、毎月理事長の定めた日時に開催し、運営の方針を定め、必要に応じ
て、運営委員会と合同で会議をしています。開催方法は、現下の感染症流行の状況に合
わせることとしています。昨年度から、会議体と Web システムを併用しているが今年
度もこれを続けることとしています。

4、 運営委員会

運営委員会は、理事長の指示に基づき、会の運営に参加します。

II. 食科協における課題

1、 活動の活性化について

会員の増加については、活動の活性化を図る上での長年の課題です。

食品の安全に関する多くの問題が山積みのまま推移し、また、新型コロナウイルス感染
症下において、諸活動は停止にも等しい状況であり、広報活動のニュースレターやかわ
ら版の配信が中心となって、会員等との勉強・研修の場を広げることが困難でした。

令和 2 年 3 月 31 日現在会員数

正会員	106 名	⇒	103 名
賛助会員	15 社	⇒	15 社
特別会員	1 社	⇒	1 社

事業の活性化として、広報と情報提供の在り方を考え、合同会議等における検討の結
果、ホームページの見直しと Web 環境の充実が重要であるとして整備をしたところで
す。新型コロナウイルス感染症の継続が想定される中、今年度はこれらの媒体を活用す
るとともに、来年度予定する 20 周年事業の企画の中で活性化を図りたいと考えます。
その結果を待たず、会員各位におかれては食科協の財政基盤の安定化のために新会員開
拓活動を切に願うところです。目標は、正会員 4 名以上で、賛助会員 2 社以上です。

2、 食の安全にかかわる問題への対応

新型コロナウイルス感染症が世界を覆う1年を過ぎても、いまだに先の見えない多く
の課題の中にあり、食品事業者にとって最優先課題である新型コロナウイルス感染症に
よるダメージの拡大をどの様に防ぐか、どの様に回復するのが挙げられます。

そのためには、国や自治体の行う対応策に沿った行動をして、国全体が安全又は回復
の宣言をできるようにすることです。その中で、多くの制限への協力を求められる状況
下にあっても、食の安全への取り組みに妥協は許せないことです。食の安全を確保でき
なければ事業の継続は困難になることは平常時と同じです。6月1日に改正食品衛生法は

全面施行されますが、食品事業者等のこれへの遅滞が予測される中で、改めて効果的な支援ができるよう適切な情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションやワークショップの開催についても検討して行きたいと考えます。

各事業者は、様々な方法で営業の継続を図っていますが、これまで対応を経験した事例からのBCPは、自然災害によるライフラインの破壊等に対応するものであったが、今回は感染症です。感染及びその影響・被害を想定したリスクマネジメントが重要です。

また、この感染症流行が終息に向かったときに備え、どの様な措置・対応をして感染前の日常に復帰できるのかについても視野に入れて、BCPの考え方を取り入れた業務縮小・停止中の施設環境等の保全是重要です。これへの対応は、HACCPの考え方と食品安全管理の一般衛生管理の原則に基づくものと同様であると考えます。

NPO法人食科協が重点的にこれまで取り組んできた改正法等にかかわる課題については、6月から全面施行を迎えるという観点から、いかに社会的状況の不安定や経営の問題があるからといっても、ないがしろにできるものではありません。適正対応への支援は重要であるので、取り組む食品事業者や食品衛生監視員等を支援するとともに、制度の変更等について消費者等へ分かり易く情報提供する必要があります。

今、SDGsという言葉が世界中に広がっています。環境や経営の問題と思いがちであるが、ここでは食を取り巻くテーマが広がっていることから今後注目されるものと考えられ、注目して行きたいと思えます。

(1) 食品表示については、

食品表示基準の義務化事項の施行は、昨年4月からスタートしました。食科協では、施行後における事業者が抱える問題にどのように応えていくかが課題となるものと考えています。新型コロナウイルス感染症の影響下における食品表示については、ご表示による自主回収事例が散見されるものの大きな問題はありません。弁当等のテイクアウト等における食中毒やアレルギー対応について、かわら版等により注意喚起しましたが、今年度も継続していく考えです。

また、添加物の不使用、無添加等の表示について、昨年度末に消費者庁においてそのガイドライン検討会が立ち上り話題となりましたが、食科協では添加物の適正使用と表示について発言を続けてきたところであり、継続して取り組むこととしています。

(2) 改正食品衛生法については、

改正食品衛生法の6月からの全面施行に備えて、各自治体における関係条例の改正が進んだと聞いています。しかし、新型コロナウイルス感染症への影響で、全国的に食品事業者における取り組みが遅れており、施行の延期を望む声も聞こえ、併せて保健所業務が停滞し食品衛生行政も取組が遅れている状況です。

これらに対する円滑な施行への情報提供と支援は必須と思われるところから、会員研修会や公開講演会をはじめとする開催を計画しています。しかし、新型コロナウイルス感染症流行における変異株による感染の拡大が収まらない中で、対面集合型の研

修会等の確実な実施が不明であるところから、ホームページ、ニュースレターやかわら版等を活用し、効果的な情報提供をすることとしています。

(3) 海外における食品安全動向において、

米国食品安全強化法（FSMA）施行以後、我が国における輸出関連事業者にとってその対応は重要となっている。併せて、国内の食品事業者等が改正食品衛生法におけるHACCP制度だけでない価値観を求めて、ISO22000、FSSC22000等の国際的な民間認証を得ようとする動きが進んでいます。食科協としては、この動きに注目し情報の収集を図り、適宜提供することとしています。

また、HACCPの義務化に合わせて一部業界において、民間認証機関によるCodex HACCP認証を求める動きがあるとのことですが、無理のない範囲での支援について検討していきたいと考えます。

(4) 食中毒について

厚労省が発表した食中毒統計によれば、アニサキスが件数において第1位を継続しています。患者数においてはノロウイルス、カンピロバクター、ウエルシュ菌等の順で、微生物による食中毒が主たるものでした。継続して注意を喚起していきます。

自然毒による食中毒では、原因食品のキノコは異常気象と関連があるともいわれ、キノコ狩り等に対する注意を喚起する必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策は、事業者に食中毒予防対策の重要性も新たに認識させたが、従来通りの営業から異なる形に変更して営業を継続していることを多々認める中、新たな形の営業が食中毒等の事故を呼ばないように注意を喚起することとしています。

(5) 大規模地震、異常気象による洪水等による被害について

昨年、数次にわたり全国各地で発生した風雨による被害は重大で、長期にわたるインフラへの影響を引き起こし、まだ、修復されない地域が残っています。3.11 東日本大震災の際に発信した「電力事情悪化への対応」の見直しなどによる、災害時の食生活への不安解消のための情報提供と支援を検討します。

また、この見直しに当たっては、今回の新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた新たなBCPについても検討して行きます。

Ⅲ. 取り上げるべき事業

1、食品の安全にかかわる諸問題について、

情報の収集・整理を行い、状況に応じて会員の勉強会・研修会を重ねることを念頭に置きましたが、コロナ下の当分の間は集合による対面式会議や講演会等を自粛するため、Web方式併用による対応により情報の共有等を図ることを検討します。

(1) HACCP を主とした改正食品衛生法への対応は、食品事業者の最大の関心事項であります。関係政省令が多岐にわたり、施行時期も複雑です。改正食品衛生法及び関係の政省令の施行は、令和 2 年 6 月と令和 3 年 6 月に段階的に行われるため、整理して改正における法と政省令の関係の概要がわかる資料を作成しているところです。その一部については、昨年度の会員研修会を中止にしましたので、参考資料として各会員に配布したところです。今年度は、全面施行となることから、これに対応する法・政省令を項目別に整理した資料の完成を急いでいます。

なお、これに対応するために、公開講演会を始めとする情報提供を行うこととしています。併せて、分かり易い解説や学習ツールを開発し、新たなホームページを活用して提供しようと考えています。

例えば、小規模事業者が取り組み実施する「HACCP の考え方を取り入れた」①衛生管理計画の作成、②手順書の作成、③実施の記録及び保存、④定期的な検証、について、業態に特化したものではなく総合的に分かり易く解説する資料の作成をします。

(2) 食品安全規制の国際標準となる規格が要求事項の拡大等の改訂がなされた ISO22000 や FSSC22000 などにも注目し続けることとしています。特に、海外との関係を構築するために新たにこれらの認証を求める企業が増加していることから、これまで通り情報提供に努めたいと考えます。

(3) 食中毒等に係る情報は緊急を要することからニュースレターやかわら版等を通じて常に最新の情報の発信をこれまで同様に行います。情報発信の精度と信頼を得るために内外への発信に対する規定を定める事は重要であると考えています。

今年度の会員研修会においては、「食品衛生とウイルスについて」をテーマに講演会を行う計画です。

(4) 間もなく創立 20 年を迎えるにあたり、事業が講演会等を中心とする内容となって、閉塞感のある中で、事業取り組みに対する予算編成を考えて事業の見直しを昨年度から実施し、これまで実績のなかった予算科目「国際協力事業」を改め「基盤整備事業」としました。

これを受け、ホームページの全面的な見直しをして、今年度から運用を開始しています。不備や建設的意見を頂く中で、更に魅力あるものにしたいと考えています。

今年度については、苦情相談事業は相談事業として業務の見直しを行うことと考えています。これまで、会員等からの相談については事務局において個人的見解としながら、回答や参考事項の紹介をしてきたところです。改正食品衛生法の施行や新型コロナウイルス感染症に対する食品事業者の対応などについて、理事や運営委員が取り組む仕組みを作り、食品等による危害・苦情等への相談や食品衛生管理上の疑問に答えていきます。HACCP への取り組みや新型コロナウイルス感染症への取り組みなどの相談が寄せられると思いますが、これを事業化することは意義があると考えます。

(5) 2022 年は NPO 法人食科協の 22 周年を迎えるにあたり、記念事業を行い、これまでの事業・活動を総括するとともに、当協議会の今後における活動目標や方向を明確にすることとしたいと考えます。このために「20 周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、2022 年 6 月頃を目途に記念講演会や記念誌の発刊を計画します。

(6) 食品安全を取り巻く状況の変化は著しいものがあるので、これに適切に対応するため、関連する機関や団体との連携を図っていきます。

特に、自治体等から要請があれば、関係者の派遣等も行います。

2、ワークショップの開催

(1) 会員研修会の開催について

昨年度は、新型コロナウイルスによる感染症を考慮し、開催を中止しましたが、今年度は昨年装備した Zoom を使って研修会場における講演を Web 配信することで、開催します。

開催日時 2021 年 6 月 2 日(火) 13:30~16:50

開催場所 (一財)日本科学技術連盟本部 ROOM-E

研修会 「食品衛生とウイルスについて」をテーマとし、

基調講演

演題 ウイルスとは、その性質・変異を理解し、対応を知る

講師 麻布大学/国立医薬品食品衛生研究所 野田 衛 先生

講演

演題 メーカーが答える ~殺菌・消毒等への疑問~

講師 食科協賛助会員

東京サラヤ株式会社 NPO 法人食科協運営委員 村松 寿代氏

株式会社アルボース NPO 法人食科協運営委員 伊井 宏 氏

この研修会のテーマは、新型コロナウイルス感染症対策を含めて、食品等事業者、食品衛生監視員等にとって重要な課題であるところから、改めてウイルスについて、関連する情報提供の場とします。

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションツールである「食の安全ナビ検定クイズ」の勉強会は、食品衛生法改正、食品表示法の新食品表示基準の設定等の状況変化に対応するために休止していましたが、新たな制度改正等に合わせた資料の作成を検討します。併せて、これまで作成したクイズ形式の資料は見直しを要するところから、より効果的な情報伝達ツールの作成も検討して行きます。

そして、リスクコミュニケーションツールの在り方、活用方法等についてのワークショップは、現在の状況から今後の推移を見ながら、開催の可能性と時機を見て検討します。

(3) 勉強会・講演会の開催について

昨年度においては改正食品衛生法の政省令の動向について、タイムリーな情報提供は、公開講演会を2回実施することができましたが、今年度はWeb配信を活用したセミナー等の実施ができる環境を整えましたので、積極的に取り組むこととします。

今年度においても新型コロナウイルス感染症がいまだに拡大の傾向がみられるところから、その影響等を見極めながら、改正食品衛生法の全面施行への影響や動向について、会員や食品事業者・食品衛生監視員の皆様の要望を意識して、それに応えた講演会、勉強会等の開催をすることとしています。

3、リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会活動の活性化

食料協会員は減少の傾向がある一方で、勉強会、講演会等の参加者は増加しており食料協に期待されていると自負しています。勉強会、講演会その他の活動をより魅力のあるものとし、賛同者が増え活性化するよう、部会活動等を通じて基盤整備に関する検討を行い、併せて、効果的なワークショップが開催できるリスクコミュニケーションツールの開発等を行いたいと考えます。このため、昨年度会員に配布した改正食品衛生法及び関係の政省令を整理し、改正の概要がわかる資料を作成しました。今年度は、全面施行となるところから、これに対応する法・政省令を改正の項目別に整理した資料の完成を急いでいます。

部会の名称はあるものの、部会員による運営ではなく、その目的に合わせて部会活動と称し、その都度対応することとします。会員の皆様の参加をお願いしていくところです。

4、関係団体等との連携について

今年度も引き続き（一財）日本科学技術連盟様を始め食品衛生に関する機関・団体様と食の安全に関する課題について、情報交換をし、必要に応じて連携を取り勉強会の開催や当面する課題等への提言等の活動をすることとしています。

改正食品衛生法の施行に当たり、全国の保健所が新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、また食品事業者も当事者として対応しているところから、NPO 法人食料協としても関係団体等との連携により積極的に支援できるよう、できることを模索していきます。

以上

第2号議案

2021（令和3）年度予算（案）

令和3年度予算案(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

NPO法人食品保健科学情報交流協議会				単位:円	
科目	令和2年度 決算	令和3年度予算案	増減差額	備考	
収入	1,971,168	2,165,018	193,850		
会費収入	1,715,000	1,715,000	0		
正会員会費	515,000	515,000	0	103名分	
賛助会員会費	1,200,000	1,200,000	0		
事業収入	256,150	420,000	163,850		
情報提供技術指導事業	25,150	120,000	94,850	40名分	
苦情相談事業	0	0	0		
学術交流事業	231,000	150,000	-81,000	50名分	
調査研究事業	0	150,000	150,000	50名分	
基盤整備事業	0	0	0		
管理費収入	0	30,000	30,000		
寄付	0	0	0		
利息	18	18	0		
前期繰越	1,774,718	1,323,842	-450,876		
普通預金	1,346,062	1,346,062	0		
収入合計	3,745,886	3,488,860	-257,026		
支出					
事業費	309,001	246,000	-63,001		
情報提供技術指導等事業	41,810	127,000	85,190	会員研修会	
講師料	0	35,000	35,000		
賃金・アルバイト料	0	0	0		
原稿料	0	0	0		
資料作成	16,335	30,000	13,665		
交通費	0	5,000	5,000		
会場借料設営費等	0	0	0		
会議費	0	30,000	30,000	zoom契約更新料含む	
印刷製本費	0	0	0		
郵便宅配料	25,200	20,000	-5,200		
消耗品費	0	1,000	1,000		
雑費	0	5,000	5,000		
参加費返金	0	0	0		
振込手数料	275	1,000	725		
苦情相談事業	0	0	0		
苦情相談事業	0	0	0		
学術交流事業	46,531	53,000	6,469	公開講演会 2回 → 1回	
講師料	0	20,000	20,000		
交通費	0	2,000	2,000		
会場借料設営費等	0	0	0		

会議費		0	0	0	
印刷製本費		0	0	0	
郵便宅配料		13,608	10,000	-3,608	
消耗品費		0	0	0	
雑費		0	0	0	
資料作成		32,428	20,000	-12,428	
振込み手数料		495	1,000	505	
お釣り準備		0	0	0	
調査研究事業	0		33,000	33,000	ワークショップ(勉強会)
人件費		0	0	0	
事務経費		0	0	0	
アンケート調査費		0	0	0	
ワークショップ経費		0	20,000	20,000	
交通費		0	2,000	2,000	
雑費		0	0	0	
郵便宅配料		0	10,000	10,000	
振込手数料		0	1,000	1,000	
基盤整備事業	220,660		33,000	-187,660	
基盤整備事業		198,000	33,000	-165,000	ホームページ見直し
Zoomアプリ購入代金		22,110	0	0	
振込手数料		550	440	-110	ホームページ見直し
管理費	2,113,043		1,965,080	-147,963	
賃金・アルバイト料		926,200	950,000	23,800	
交通費・旅費		120,834	120,000	-834	
会議費		8,460	10,000	1,540	
会場・設備借料		0	0	0	
家賃・管理費		330,000	330,000	0	
通信費		135,342	135,000	-342	
リース料		92,224	124,080	31,856	
資料作成費		0	0	0	
郵便宅配料		25,612	25,000	-612	
パソコンメンテナンス料		63,215	65,000	1,785	
備品・図書購入費		227,024	10,000	-217,024	
情報収集費		0	10,000	10,000	
学会・研究参加費		0	0	0	
消耗品費		31,495	40,000	8,505	封筒代24,640円・紙代10,000円含む
水道・光熱費		71,037	70,000	-1,037	
雑費		17,140	10,000	-7,140	
慶弔費		0	5,000	5,000	
租税公課		0	1,000	1,000	
振込み手数料		10,120	10,000	-120	
予備費		54,340	50,000	-4,340	
支出合計		2,422,044	2,211,080	-210,964	
当期収支差額		-450,876	-46,062	404,814	
次期繰越収支差額		1,323,842	1,277,780	-46,062	

第3号議案

2019（令和元）～2020（令和2）年度

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会役員候補名簿

（2019年6月5日作成）

職名	氏名	所属	備考
会長			
理事長	馬場 良雄	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
専務理事	渡邊 清孝	有限会社フード・セイフティ・コンサルティング	
常任理事	榎元 徹也	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	大道 公秀	実践女子大学	新任
	加地 祥文	公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所	新任
	小暮 実	食品衛生アドバイザー	
	佐仲 登	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	西 慶一	一般財団法人日本食品検査	
	日比野光一	元 株式会社明治	退任
	森田 満樹	消費生活コンサルタント	
	有働 久志	一般社団法人日本乳業協会	
理事	口地眞智子	フジパングループ本社株式会社	
	広田 鉄磨	一般社団法人食品品質プロフェッショナルズ	
監事	中川 則和	株式会社紀文食品	
	久保 忠直	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	退任
顧問	関澤 純	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	森田 邦雄	よつば乳業株式会社東京支店	

事務局

渡邊専務理事、北村運営委員、飯塚運営委員

以上

2019（令和元）～2020（令和2）年度

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会運営委員名簿

（令和3年4月6日作成）

氏名	所属	備考
伊井 宏	株式会社アルボース	賛助会員
笈川 和男	食品衛生コンサルタント	
大道 公秀	実践女子大学	理事へ
小俣 勇	自営業	
加地 祥文	公益社団法人日本食品衛生協会 食品衛生研究所	理事へ
北村 忠夫	食の安全コミュニケーター	
宮城 良輔	株式会社千葉衛生科学検査センター	賛助会員
後藤 康慶	一般社団法人日本食品検査 関西事業所	
立石 亘	食品化学新聞社	
村松 寿代	東京サラヤ株式会社	賛助会員
米長 健一	大東港運株式会社	
太田 進	サムズパッケージング研究所	
飯塚みはる	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	事務員
備考欄：所属不記載は正会員		

以上

第4号議案

NPO 法人食科協創設 20 周年記念事業について

報告事項

特になし